

委 託 契 約 書(案)

- 1 契約業務名 幾久公園維持管理業務委託
- 2 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)
[月額 金 円]
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)
- 3 契 約 期 間 令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日
- 4 履 行 場 所 幾久公園および福井県立歴史博物館
- 5 契約保証金 A. 契約保証金は、金 円とする。
※ 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上。
※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
B. 契約保証金を免除する
※ 福井県財務規則第 172 条第 3、5、6、7 号の規定に該当する場合。

福井県立歴史博物館(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 福井市大宮 2 丁目 19-15
福井県立歴史博物館長 館長名を入力。

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書等に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条に規定する検査に合格した後、1 か月ごとに委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理したとき日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則(昭和 39 年規則第 11 号)第 180 条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 乙が、前 2 項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

- 2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第14条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成 13 年 4 月 27 日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の管轄裁判所とする。